

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の改定について

4月分より手当額が0.2%引き下げとなります。改定後の金額は次のとおりです。

(1) 児童扶養手当 対象児童1人の場合の月額

	令和4年3月まで	令和4年4月以降
全額支給	43,160円	<b>43,070円</b>
一部支給	43,150円	<b>43,060円</b>
	10,180円	<b>10,160円</b>

(2) 第2子の月額

	令和4年3月まで	令和4年4月以降
全額支給	10,190円	<b>10,170円</b>
一部支給	10,180円	<b>10,160円</b>
	5,100円	<b>5,090円</b>

(3) 第3子以降の月額

	令和4年3月まで	令和4年4月以降
全額支給	6,110円	<b>6,100円</b>
一部支給	6,100円	<b>6,090円</b>
	3,060円	<b>3,050円</b>

(4) 特別児童扶養手当の月額

	令和4年3月まで	令和4年4月以降
全額支給	52,500円	<b>52,400円</b>
一部支給	34,970円	<b>34,900円</b>

## 問い合わせ先

・住民生活課児童係

☎0137-62-2112

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

令和  
3年度

## 子育て世帯臨時特別給付金(支援給付金)の申請期限が迫っています

対象者等については、広報やくも3月号もしくは町HPをご確認ください。

【申請期限】4月28日(木)まで

【提出先】住民生活課児童係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所  
〒049-3192 八雲町住初町138番地 八雲町役場住民生活課児童係 宛  
☎0137-62-2112



## 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の(住民税非課税世帯分)申請期限が迫っています

対象者等については、広報やくも2月号もしくは町HPをご確認ください。

【申請期限】5月2日(月)まで ※郵送の場合は、当日消印有効

【問い合わせ先】住民生活課社会係 ☎0137-62-2112

